

○室蘭市国民健康保険条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に準拠し、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の改定及び低所得者に対する保険料軽減措置の所得判定基準を改正するほか、退職者医療制度の経過措置廃止に伴う規定の整備を行うもの

2. 条例改正の概要

(1) 保険料の賦課限度額の改定

保険料の賦課限度額は、政令で定める基準に従い条例で定めることとされているが、中間所得層の負担軽減のため、賦課限度額の基準を引き上げる政令改正が行われたことから、当該改正に準拠し賦課限度額を引き上げる。

	現行	改正後
保険料 (後期高齢者支援金等賦課分)	22万円	24万円 (+2万円)

(2) 低所得者に対する保険料軽減措置の所得判定基準の改正

国保の保険料は、所得に応じて応益分(均等割・平等割)を7・5・2割軽減しているが、そのうち、5・2割軽減について、経済動向等を踏まえ軽減判定所得を引き上げる政令改正が行われたことから、当該改正に準拠し軽減判定所得を引き上げる。

	現行	改正後
5割軽減	43万円 [※] +29.0万円×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 197.2万円未満)	43万円 [※] +29.5万円×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 199.6万円未満)
2割軽減	43万円 [※] +53.5万円×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 302.4万円未満)	43万円 [※] +54.5万円×被保険者数 (給与収入・3人世帯の場合 306.8万円未満)

※ 被保険者のうち、給与所得者等の人数が2人以上の場合は、43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)

(3) 退職者医療制度の経過措置廃止に伴う規定の整備

退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する経過措置が廃止されたことに伴い、規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。